

新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針の主な変更について

1 措置区域の変更

(1) 緊急事態措置区域の追加、延長

措置	対象区域	期 間
追加	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月2日 ～8月31日 (30日間)
延長	東京都、沖縄県	8月31日まで

(2) まん延防止等重点措置の追加等

措置	対象区域	期 間
追加	北海道、石川県、 京都府、兵庫県、 福岡県	8月2日 ～8月31日 (30日間)
終了	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月1日まで

2 まん延防止等重点措置区域における主な取組等

項目	内容
飲食店	<ul style="list-style-type: none">飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。 ただし、<u>感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができる。</u>
入場制限等	<ul style="list-style-type: none">都道府県知事の判断により、措置区域において、特に、大規模な集客施設について、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこと。
外出自粛等	<ul style="list-style-type: none">営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、<u>外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。</u>
イベント等	<ul style="list-style-type: none">主催者等に対して、規模要件等（人数上限5,000人等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。